

第1回帰宅困難者支援に関する協議会議事録

- とき 平成26年6月26日（木曜日）午前10時30分から12時00分
- ところ 災害対策本部会議室 大阪府新別館北館1階
- 出席者 中村 誠仁 大阪府府危機管理監
岡山 公雄 国土交通省近畿地方整備局総括防災調整官
野村 義明 国土交通省近畿運輸局総務部安全防災・危機管理調整官
東 信作 大阪市危機管理監
藤森 龍 関西広域連合広域防災局参事
神田 彰 公益社団法人関西経済連合会地域連携部長

1. 開会

【事務局】

それでは、定刻になりましたので帰宅困難者支援に関する協議会を開会いたします。

まず、開会に先立ちまして、大阪府危機管理監の中村より開会の挨拶をさせていただきます。中村危機管理監お願いいたします。

(1) あいさつ

【中村府危機管理監】

大阪府危機管理監の中村です。本日はお忙しいところ、本府の帰宅困難者支援に関する協議会にご参加いただきありがとうございます。

本府では、3年前の教訓を生かし、皆様と力を合わせながら災害対策の取り組みを進めていますが、南海トラフ巨大地震について、さまざまな被害想定を算出し、本年3月地域防災計画を改訂しました。そういった中で帰宅困難者に関して、大阪のような定住人口や昼間人口の多い都市では、大きな被害・影響があることが明らかになりました。府民の皆様は生命だけでなく、大阪都市圏に滞在されている方々の生命、また事業者様の生命を守り、最悪の場合でもその被害をミニマムにする。そのために行政として様々なハード対策を講じていますが、もう一方でソフト対策に関しても取り組んでいく必要があります。この点は、大阪府内の事業者様や府民の皆様にも一層のご理解を深めていただき、必要な備えをしていただきたいと思います。

そこで、これらに関して、本日以後の議論に基づき、様々な備えを公民挙げてしていきたいと考えています。また、現在、大阪府と大阪市が中心となり大阪の成長戦略を進めて

いるところですが、外国等様々なところから大阪に来ていただくためには、安全安心な大阪であるという備えをするという観点からも重要となってきます。帰宅困難者対策に関して、すでに首都圏では3年前数百万人の帰宅困難者がでたことを踏まえ、内閣府や東京都が中心となりガイドラインを策定していますが、大阪でもそれを参考にしながら一斉帰宅の抑制のガイドラインの策定などをすすめていきたいと考えています。大阪の場合はこれまでは主に上町活断層地震を想定しておりましたが、今緊急の課題は南海トラフ巨大地震の想定をしての地震や津波に関する対応だと認識しています。

本協議会でもこれらを想定しながらどのように帰宅困難者対策を行うのかについて、また被害をミニマムにするため、活発な議論をお願いしたいと思っています。

2. 議事

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

(1) 規約（案）について

【事務局】

まず、議事1の規約についてでございます。資料1をご覧ください。

資料1は協議会の規約でございます。規約の概要について事務局より説明します。（規約読み上げ）

ここまででご意見・ご質問等何かございますか。（意見聴取・意見なし）

それでは、本協議会につきまして、資料1の規約のとおりに設立するという事、その他規約の内容について、ご承認いただくということによろしいでしょうか。（異議なし）

では、本規約はただいまを持って発効することとさせていただきます。

それでは、本規約中第4条にもとづき、ここからの進行は、会長である中村府危機管理監をお願いしたいと思います。

中村府危機管理監よろしく申し上げます。

(2) 設置趣旨について

【中村府危機管理監】

本協議会については先ほどの規約に基づくものですが、改めて設立趣意書について事務局より説明します。事務局お願いします。

【事務局】

（設立趣意書読み上げ）

【中村府危機管理監】

説明は以上です。質問がなければ次にまいります。

(3) ターミナルでの混乱防止について

【中村府危機管理監】

帰宅困難者に関する大きなテーマとして、一斉帰宅の抑制、ターミナルでの混乱防止、帰宅支援の3つがありますが、本協議会では、順に議論をすすめていきたいと存じます。この中でターミナルの混乱防止に関しては大阪市の方で関係者と検討を進めて頂いているようなので、まずは大阪市にお話しを伺いたいと思います。

【東市危機管理監】

資料3に沿って説明します。

南海トラフ巨大地震により、大阪市内で約90万人の帰宅困難者が発生します。本市では、「とどまる」「ともに働く」「無事に返す」「地域で保護」といったコンセプトに基づき帰宅困難者対策を実施してきました。そして平成25年度には大阪駅等の周辺地区においてワーキンググループを設立し、帰宅困難者対応マニュアルのたたき台を取りまとめました。

また、平成26年度には新たにコーディネーターを設置し、それぞれのワーキンググループに派遣し、マニュアルの具体化や対策協議会の設立を実施していきます。

【中村府危機管理監】

今の説明に関して何か質問はありますか。

【藤森関西広域連合参事】

各事業者は帰宅困難者対策に積極的ですか。

【東市危機管理監】

認識は十分してもらっております。課題は、屋外から建物内に避難してくる方を受け入れる場合、事故が起きてしまうのではないかと悩んでいる事業所があることです。

【野村近畿運輸局官】

先日、岡山総括防災調整官と京都市と会議に出席した際、京都市は事業者に登録をしていただくという形で、帰宅困難者の受け入れを促進していると言っていました。

戻込みをしている事業者には、京都市のような登録などをさせていただくことで、行政との連携を深めていけるのではないのでしょうか。

【東市危機管理監】

その指定や登録で何らかのメリットがあるのですか。

【野村近畿運輸局官】

都市計画法上のなにかメリットがあった記憶があります。

【東市危機管理監】

事業者からは、事業所のスペースを与えることで備蓄を用意してもらえる等のなんらかのインセンティブがあれば、という声があがっています。

【中村府危機管理監】

他に質問はありますか。

【岡山近畿地方整備局官】

帰宅困難者の対応と津波等から避難される方のための避難場所、これらの関係性はどのようにお考えでしょうか。

【大阪市補助説明者】

津波避難施設を指定することで対応しています。

帰宅困難者対応マニュアルの検討では、津波も考慮して検討を行っております。

【岡山近畿地方整備局官】

資料5の一時滞留者の受け入れに関する補償の法的位置づけについて、何か解決策はあるのですか。

【大阪市補助説明者】

津波避難ビルの指定箇所として同意していただいているところは、補償がどうという話は抜きにして受け入れていただいています。

【中村府危機管理監】

事業者や住民のみなさまの万一の発災時には人命を守ることが最優先だが、受け入れのリスクやそれに対してどう対応するのかについて、今後の議論を踏まえ整理していきたいと思えます。

(4) 一斉帰宅の抑制について

【中村府危機管理監】

引き続き議題4について、事務局より説明します。

【事務局】

資料6の前提となる、参考資料の首都直下地震の帰宅困難者等対策協議会のガイドラインについて簡単に説明させていただきます。

(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会のガイドラインの要点を説明)

【中村府危機管理監】

ここまでで質問はありますか。

想定は直下型地震のガイドラインなので、南海トラフ巨大地震に伴う津波については想定していない。それを踏まえ、大阪府として何が必要なのかを踏まえたうえで進めていきたいと考えております。

首都圏と大阪圏の昼間人口の違いや規模の問題があり、また首都圏は移動距離が長く多方面から人口が集まっているが、大阪圏は広域連合等で連携しているので、少し首都圏とは違うということを確認しておく必要があると思えます。

続けて事務局から論点を説明します。事務局お願いします。

【事務局】

資料6をご覧ください。あらかじめ、事務局の方で論点と考えられるものをピックアップさせていただきました。これに従って、ご議論いただければと思っておりますが、この他にも議論すべきものがありましたら自由にご議論いただければと思います。

安否確認について、従業員やその家族の安否確認ができるような仕組みについて首都圏のガイドラインに記載されているようなもののみで十分なのか、議論していただければと考えました。

備蓄量については、基本的には3日分必要ということを中心に考えてはいますが、ここに大阪特有の問題を加味し、考えていく必要があるのかどうかご議論いただければと考えました。

備蓄品の保管場所について、自社で保管できない場合等について、ご議論いただきたいと考えています。

備蓄する主体に関しては、従業員自体に備蓄をしていただくことも必要ではないかということも想定されることから、そちらもご議論いただければと思っています。

【中村府危機管理監】

何か意見はありますか。

【岡山近畿地方整備局官】

大阪平野は首都圏と違って津波浸水を考慮した備蓄を考えなければならないと思います。備蓄についても、浸水想定区域内と、そうでない区域では違う対応が必要になると思います。

また、車で帰宅も考えられるのでは。その結果道路が渋滞する可能性もあり、警察や公安、また広域連合の協力が必要となってきます。道路情報板による情報提供など我々も協力させていただきます。

【岡山近畿地方整備局官】

備蓄を考えるうえで、大阪駅などターミナルを中心にどのくらい大阪市に流入しているのか、といった情報も備蓄を考える上で重要となってくると思います。

【東市危機管理監】

大阪市も想定では、1/3ほど浸水すると言われていています。ターミナルだけでなく、通勤圏にある自治体や広域連合との相互支援も重要となってくるので、備蓄はトータルで考える必要があると思っています。

南海トラフ巨大地震では82万人の避難者ができると想定されているので、今の備蓄量では不足しており、ここをどうしていくかについては大阪府と相談して決めていこうと思っています。

【中村府危機管理監】

他に何か意見はありますか。

【神田関西経済連合会部長】

事業者に対して事業所のスペース等の協力を求めるのであれば、何らかのインセンティブは必要になってくるのではないのでしょうか。

東京都の違いについて、南海トラフ巨大地震の対応を前面にだし、またそれをガイドラインにわかりやすくのせられればよいと思います。

帰宅抑制はするが、一時避難もしなくてはならないというのが大阪府の特徴なので、うまく事業者に伝わるようにガイドラインを作成することが重要だと思います。

また、そのためには広域連合の支援が不可欠となってきます。

【藤森関西広域連合参事】

現在、大阪府には奈良県や阪神間の通勤者が多いが、そのあたり広域連合としての役割については、ガイドラインに示していただく形になると思います。

備蓄や救援物資の確保に関して、一斉帰宅の抑制をしている人たちを含めて考えるべきかどうか検討する必要があると思います。

東京都では観光客等のために備蓄しているものがある建物の部分については、固定資産税の対象外にするなどしている。また、帰宅抑制の情報発信をどうしていくのかも、ガイドラインにいれていく必要があると思います。

【中村府危機管理監】

他に何か意見はありますか。

【野村近畿運輸局官】

南海トラフ巨大地震が起こったという最悪の場合を想定しています。そうすると、悪条件が重なるということになり、浸水する地域が多くなるがどう対応するのか。

【中村府危機管理監】

東京都の一斉帰宅の抑制とは都市特性や想定発災状況の質が違うので、住民や事業者の方々の命を守るという観点から、企業、事業者の方々にも備蓄等取り組んでいただきたいと思います。また、一斉帰宅の抑制や帰宅支援等に、どこまで行政として関わることができるのかについても整理していきます。

(5) その他について

【中村府危機管理監】

では、次の議題に移ります。事務局より今後のスケジュールについて、説明いたします。事務局お願いします。

【事務局】

スケジュールについて資料の7で説明いたします。

今回は8月末ごろに協議会を開催し案を提示する予定ですので、それを踏まえて議論していただきたいと思います。一斉帰宅の抑制については、最終的に11月ごろ第3回の協議会を開催し、正式なガイドラインを策定する予定です。帰宅支援に関しては、広域

的な意見を踏まえてガイドラインを策定していきたいと考えています。事務局からは以上です。

【中村府危機管理監】

次回、一斉帰宅の抑制については、たたき台をお示しするので、それを議論していただくと思います。ターミナルでの混乱防止に関しては、大阪市で内容を深めていただいています。帰宅支援については、滋賀県やまた遠方からも大阪府に来ている方もおられるので、そういった方々が被災した場合の対応についても考えていかななくてはならないと思っています。また、広域連合と我々協議会メンバーとが連携して進めていきたいと思っています。

以上で本日の第一回帰宅困難者に関する協議会について、終了させていただきます。

3. 閉会